

第1編 基本編

第1編 基本編

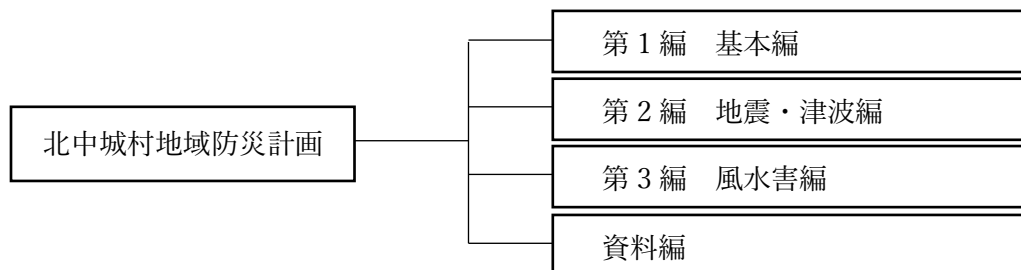
第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、北中城村の地域に係る災害対策に関する事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、防災体制の万全を期することを目的とする。

- 1 北中城村の防災対策に関する指定地方行政機関、県、村、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに村民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧・復興に関する計画
- 5 その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。



(1) 基本編

本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項

(2) 地震・津波編

地震・津波に対する予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画

(3) 風水害等編

台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、海上災害に関する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画

(4) 資料編

各編に係る資料・様式

第2節 用語

この計画において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 災害対策基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 災害救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 県防災計画 沖縄県地域防災計画をいう。
- 4 村防災計画 北中城村地域防災計画をいう。
- 5 県本部 沖縄県災害対策本部をいう。
- 6 現地本部 沖縄県現地災害対策本部をいう。
- 7 地方本部 沖縄県災害対策地方本部をいう。
- 8 村本部 北中城村災害対策本部をいう。
- 9 現地本部長 沖縄県現地災害対策本部長をいう。
- 10 地方本部長 沖縄県災害対策地方本部長をいう。
- 11 村本部長 北中城村災害対策本部長をいう。

第3節 北中城村の概況

1 自然条件

(1) 位置

北中城村は、沖縄本島の中部地区に位置し、那覇から北東へ16km離れた、東経127.47度であり、東は中城湾に面し、南側は中城村、宜野湾市に、西側は北谷町、北側は沖縄市に面して、二市二町村に隣り合っている。

(2) 面積

面積は11.54k㎡であるが、西側の一帯には北谷町にまたがって米軍基地が広がっており、村内の基地面積は1.641k㎡で全面積の約14.2%にあたる。

(3) 地形地質

地形は、一部東海岸平地部を除く大部分が丘陵台地で、この台地を更に2つ稜線が東西に走り、それぞれ南北への緩斜面を形成し起伏が多くまとまった平地はない。

地質は、シルト質粘土層（ジャーガル）が大部分を占め、那覇石灰岩層（マージ）、海浜堆積層（イーフ）等多種多様な地質形態をなしている。

河川は、中城村を起点とする普天間川が、本村から宜野湾市を経て、北谷町の海岸から海にそそいでいる。その他に佐阿良川、渡口川がある。

(4) 気候

本村の気候は、高温多湿・多雨で、気温の年・日較差が小さい亜熱帯海洋性であり、年平均気温は23℃前後、年降水量は2,000mm程度である。

自然災害をもたらす主な大気現象は、台風、大雨及び干ばつである。本村を含む沖縄地方は最盛期の台風の通り道にあたっており、平均的に毎年7個強の台風が襲来し、暴風雨、高波などを伴って大きな被害を与えている。また、梅雨期を中心にした大雨によ

る浸水、がけ崩れなどの災害、冬期の低気圧や季節風による海難がある。

2 社会的条件

(1) 人口

本村の人口は、住民基本台帳における平成30年4月1日現在で男8,303人、女8,859人、総人口17,162人、世帯数は6,999世帯となっている。

(2) 建物の状態

平成24年1月1日現在による本村の構造別家屋の状況は、木造528棟(9.9%)、木造以外が4,828棟(90.1%)、総棟数5,356棟(資料：H25年 沖縄県地震被害調査)となっている。

(3) 交通事情

北中城村の南北の方向に、西側を国道330号、ほぼ中央部に沖縄自動車道、東側を国道329号が縦断している。東西方向には北側に県道22号線、ほぼ中央部に県道宜野湾北中城線、南側に県道146号線が横断し、主要な幹線道路が格子状に村の骨格的な道路網を形成している。また、交通は村内の主要道路が中部圏域から各地域への通過地点となっていることから、朝夕の通勤時間帯には慢性的な交通渋滞を繰り返している。

第4節 災害の想定

北中城村における気象、地勢、地質等の地域特性によって起こりうる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本とした。

ただし、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771年の八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、村内全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

沖縄県が大規模な被害を受けた台風を事例に、本村においても同規模の災害を想定するものとする。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

(1) 台風第14号 フェイ

襲来年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0m/s
最大瞬間風速	61.4m/s
降水量	70.7mm
死傷者・行方不明者	193名（うち死者及び行方不明者131名）
住宅全半壊	16,091戸

(2) 第2宮古島台風

襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s
最大瞬間風速	85.3m/s
降水量	297.4mm
傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

(3) 平成15年台風第14号 マエミー

襲来年月日	平成15年9月10日、11日
最大風速	38.4m/s
最大瞬間風速	74.1m/s
降水量	470.0mm
死傷者	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

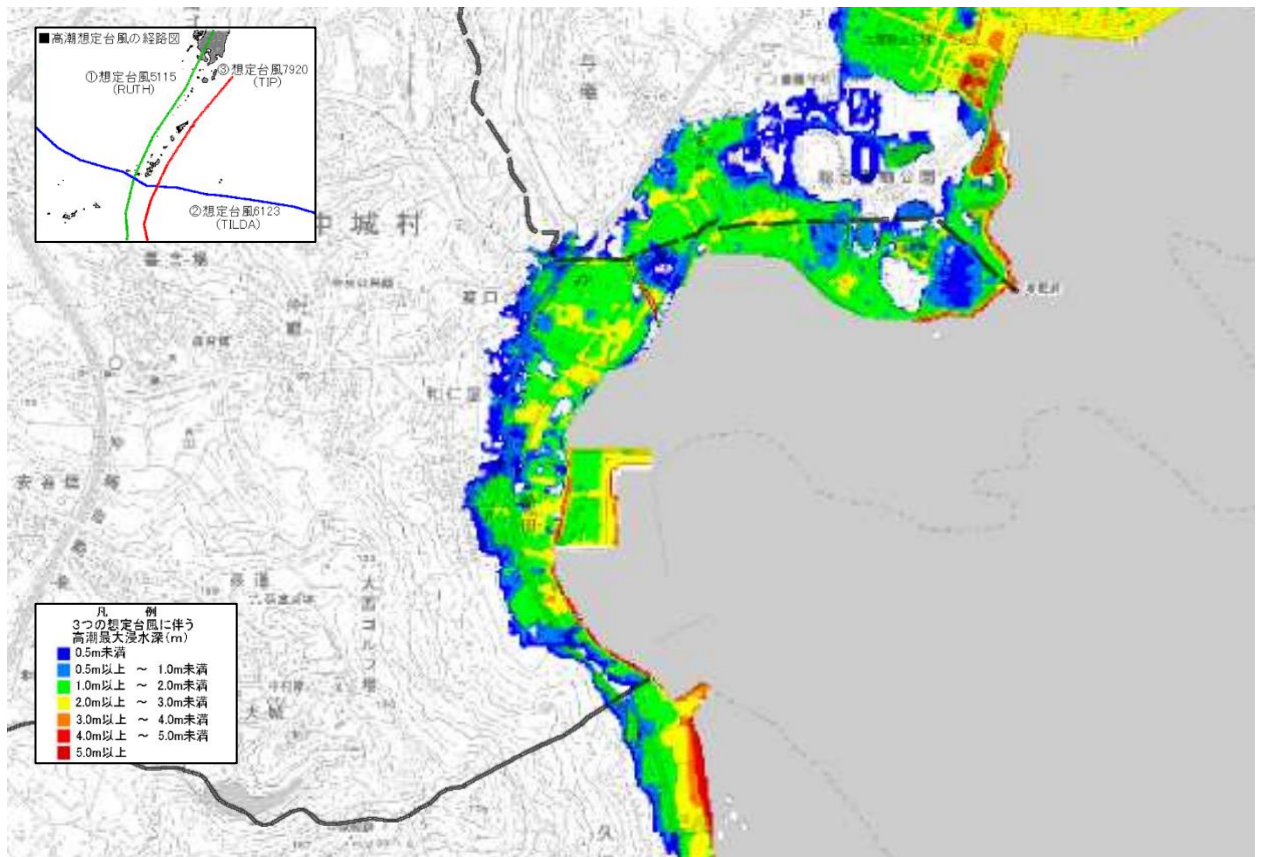
(4) 高潮（浸水想定）

県は、本県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測した。調査は平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

■ 高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖繩本島西側を北上 ②沖繩本島南側を西進 ③沖繩本島東側を北上	本島南部では、海岸沿いに広がる低地、本島北部では、海岸や河川に沿って点在する低地が浸水する。

■ 村内の高潮浸水予想図



資料：沖繩県津波・高潮被害想定調査

(5) 土砂災害（危険箇所・区域等）

本村の地形は、一部東海岸平地部を除く大部分が丘陵台地で、この台地を更に2つ稜線が東西に走り、それぞれ南北への緩斜面を形成しているという特徴のため、土砂災害警戒区域が指定されている。

■土砂災害警戒区域等指定状況

区分		指定箇所・地区数	
土砂災害危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	I	8
		II	5
		III	—
		合計	13
	地すべり危険箇所		5
	土石流危険溪流	I	1
		II	—
		III	1
		合計	2
			20

資料：平成30年度沖縄県水防計画

なお、「急傾斜地崩壊危険箇所」「土石流危険溪流」の概要は以下のとおり。

急傾斜地崩壊危険箇所	
急傾斜地崩壊危険箇所 I	被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公庁、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある箇所。
急傾斜地崩壊危険箇所 II	被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。
急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面 III	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

土石流危険溪流	
土石流危険溪流 I	土石流危険区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流。
土石流危険溪流 II	土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流。
土石流危険区域に準ずる溪流 III	土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流。

また、本村において、「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（土砂災害防止法）に基づく指定区域は、現在 22 箇所が指定されている。

■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域指定箇所数

(平成 29 年 7 月 7 日現在)

	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)				土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)			
	急傾斜地の 崩壊	土石流	地すべり	計	急傾斜地の 崩壊 (未指定)	土石流 (未指定)	地す べり (未指定)	計
指定 箇所数	15	2	5	22	0 (15)	0 (1)	0 (5)	0 (21)

資料：平成 30 年度沖縄県水防計画より作成

■土砂災害警戒区域・特別警戒区域の概要

名 称	概 要	講じられる施策
土砂災害警 戒区域 (イエロー ゾーン)	土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域として、県知事が指定した区域。危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の恐れのある土地を公示 区域ごとの情報伝達体制や避難に関する事項等を市町村地域防災計画に記載 土砂災害情報等の伝達方法、避難場所等を記載した土砂災害ハザードマップの作成・配布 警戒区域内の宅地又は建物の売買にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことを義務づける。
土砂災害特 別警戒区域 (レッドゾ ーン)	土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域として、県知事が指定した区域	<ul style="list-style-type: none"> 住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は基準に従ったものに限って許可 建築物の構造規制（居室を有する建築物は、土砂の崩壊に対して安全な構造を確保） 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告 宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地または建物の売買等にあたり、特定の開発行為の許可について重要事項説明を行うことを義務付け。

2 地震及び津波の被害想定

沖縄県の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

沖縄県地震被害想定調査では、県の陸域部及び周辺海域で発生するおそれがある地震の中から20の想定地震を設定し、被害予測を行っている。すべての地震で震度6弱以上と予想された。

このうち、本村において相対的に大きな被害が予測された12の地震の概要を、次に示すとおりである。

■地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	マグニチュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）
沖縄本島南部断層系	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（7）
伊祖断層	6.9	那覇市周辺において震度が強い（7）
石川-具志川断層系	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（7）
沖縄本島南部スラブ内	7.8	沖縄本島南～中部において震度が強い（6強）
八重山諸島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）
沖縄本島南東沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）
沖縄本島東方沖地震	8.8	津波浸水深の最大値を示す（6弱）
久米島北方沖地震	8.1	久米島、粟国島において震度が強い（6強）
沖縄本島北西沖地震	8.1	伊平屋島、伊是名島において震度が強い（6弱）
沖縄本島南東沖地震3連動	9.0	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い（6強）
八重山諸島南方沖地震3連動	9.0	先島諸島広域において震度が強い（6強）
沖縄本島北部スラブ内	7.8	沖縄本島中～北部において震度が強い（6強）

資料：沖縄県地震被害想定調査（平成25年度）より作成

(2) 予測項目・条件

予測する主な項目は、「各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害」である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の12時、冬の18時の3シーンとした。

(3) 予測結果の概要

村内の被害予測について、死者数は、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが最も多く（90人）、次いで沖縄本島南東沖地震（約79人）となり、そのほとんどは津波によるものである。また、津波のない想定では、石川-具志川断層系による地震のケースが最大（8人）である。

建物被害（全壊）についても、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが最も多く（1,217棟）、次いで沖縄本島南東沖地震（953棟）となり、その多くが津波によるものである。

また、津波のない想定では、石川-具志川断層系のケースが最大（586棟）である。ライフラインについては沖縄本島南部スラブ内地震の被害が最も多く、断水人口は15,662人、停電軒数は3,893軒に上る。

各想定地震の被害量は、次表のとおりである。

村内における地震・津波被害量予測一覧

想定地震		沖繩本島南部断層系による地震	伊祖断層系による地震	石川-具志川断層系による地震	沖繩本島南部スラブ内地震	八重山諸島南東沖地震	沖繩本島南東沖地震	沖繩本島東方沖地震	久米島北方沖地震	沖繩本島北西沖地震	沖繩本島南東沖地震3連動	八重山諸島南方沖地震3連動	沖繩本島北部スラブ内地震	一律地震動による地震				
建物被害	全壊棟数(棟)	揺れ 液状化 土砂災害 津波 地震火災 合計	82 26 11 0 1 120	250 71 17 0 2 340	490 76 17 0 3 586	452 76 17 0 3 548	3 22 0 0 0 25	116 76 14 743 4 953	112 76 14 540 4 747	13 72 10 0 1 96	7 22 10 0 0 39	382 76 17 737 5 1,217	9 25 10 0 44 148	241 76 17 0 2 336	175 76 17 0 2 270			
	半壊棟数(棟)	揺れ 液状化 土砂災害 津波 合計	355 33 25 0 413	712 90 40 0 843	1,039 96 40 0 1,175	1,003 96 40 0 1,139	47 28 0 0 75	371 62 33 137 602	385 71 33 251 740	96 91 24 0 212	89 28 40 0 141	764 59 40 91 955	92 31 24 0 148	701 96 40 0 837	580 96 40 0 716			
人的被害	死者数(人)	建物倒壊 土砂災害 津波 地震火災 ブロック塀 合計	1 1 0 0 0 2	3 2 0 0 0 4	6 2 0 0 0 8	6 2 0 0 0 7	0 0 0 0 0 0	1 1 77 0 0 79	1 1 55 0 0 57	0 1 0 0 0 1	0 1 0 0 0 1	5 2 84 0 0 90	0 1 0 0 0 1	3 2 0 0 0 4	2 2 0 0 0 3			
		負傷者数(人)	建物倒壊 土砂災害 津波 地震火災 ブロック塀 合計	78 1 0 0 3 79	171 2 0 0 6 173	272 2 0 1 8 274	259 2 0 1 12 261	9 0 0 0 1 9	86 2 987 1 6 1,075	88 2 915 1 6 1,004	19 1 0 0 2 20	17 1 0 0 11 19	204 2 993 1 2 1,199	18 1 0 0 2 19	168 2 0 0 8 170	134 2 0 0 7 136		
			重傷者数(人)	建物倒壊 土砂災害 津波 地震火災 ブロック塀 合計	8 1 0 0 1 9	25 1 0 0 2 26	49 1 0 0 3 50	45 1 0 0 5 46	0 0 0 0 0 0	11 1 337 0 2 349	11 1 312 0 2 324	1 1 0 0 1 2	1 1 0 0 4 379	38 1 339 0 1 2	1 1 0 0 1 2	24 1 0 0 3 25	17 1 0 0 3 19	
				軽傷者数(人)	建物倒壊 土砂災害 津波 地震火災 ブロック塀 合計	69 1 0 0 2 70	146 1 0 0 3 147	223 1 0 1 5 224	214 1 0 1 7 215	8 0 0 0 1 8	75 1 651 1 4 726	77 1 603 1 4 681	18 1 0 0 1 19	16 1 0 0 1 17	166 1 654 1 6 820	17 1 0 0 1 17	144 1 0 0 5 145	117 1 0 0 4 118
					要救助者数(人)	地震 津波	25 0	75 0	148 0	137 0	1 0	35 143	34 133	4 0	2 0	115 142	3 0	73 0
	津波に伴う要捜索者数(人)				0	0	0	0	0	1,064	970	0	0	1,077	0	0	0	
	ライフライン被害	上水道			断水人口(人)	直後 1日後 1週間後 1ヶ月後	4,125 3,787 3,095 161	11,295 10,780 7,783 1,466	14,614 14,357 12,149 3,255	15,662 15,533 14,324 6,139	161 161 48 10,557	13,222 12,867 10,218 3,455	13,011 12,643 10,218 3,455	1,305 1,160 467 0	645 580 226 6,621	15,616 15,475 14,183 0	790 709 274 0	14,937 14,695 12,584 3,432
			下水道		支障人口(人)	直後 1日後 1週間後 1ヶ月後	1,402 1,183 426 9	1,606 1,355 490 13	1,680 1,420 512 13	1,733 1,463 529 13	934 787 284 9	1,768 1,570 900 526	1,666 1,464 769 385	1,259 1,063 383 9	1,255 1,058 946 9	1,932 1,711 383 525	1,225 1,058 383 9	1,606 1,355 490 13
				電力	停電軒数(軒)	直後 1日後 1週間後 1ヶ月後	752 56 0 0	2,696 206 0 0	4,072 300 0 0	3,893 281 0 0	0 0 2,259 2,259	5,180 2,474 1,643 1,643	4,192 1,832 0 0	0 0 2,257 2,241	0 0 2,257 2,241	0 0 2,257 2,241	6,924 2,621 0 0	0 206 0 0
		通信施設			不通回線数(回線)	直後 1日後 1週間後 1ヶ月後	214 198 27 16	776 712 107 54	1,183 1,039 161 80	1,130 1,039 155 75	0 0 833 739	2,029 1,921 630 552	1,661 1,568 630 552	0 0 889 0	0 2,313 0 762	0 0 889 0	0 0 107 54	664 610 91 43
都市ガス			支障戸数(戸)		直後 1日後 1週間後 1ヶ月後	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	0 0 0 0	
			交通施設被害	道路(箇所)	道路施設(箇所)	6 2	7 2	8 3	8 3	3 0	7 3	7 3	5 3	5 1	9 3	5 1	7 3	
		港湾・漁港		港湾(箇所)	1	1	2	2	0	2	2	0	0	3	0	2		
漁港(箇所)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
生活機能支障		物資不足量	食料(食)	1~3日 4~7日	0 3,312	0 12,411	0 16,557	2,447 20,868	0 30,947	12,821 28,987	8,809 1,766	169 417	0 37,463	0 497	552 17,026	918 15,381		
			飲料水(※)	1~3日 4~7日	19,149 32,774	58,254 109,198	73,089 159,422	93,884 179,724	0 139,740	76,670 136,107	4,171 8,459	0 1,496	94,196 178,585	1,624 5,317	85,752 164,256	81,254 153,815		
	毛布(枚)		293	734	1,143	1,112	44	4,127	3,955	198	98	4,595	97	735	611			
	災害廃棄物被害(万t)		災害瓦礫発生量 津波堆積物発生量	1 0	3 0	5 0	4 0	0 0	8 8	6 8	1 0	0 8	10 8	0 0	3 0	2 0		
避難者	避難所内(人)	1日後 1週間後 1ヶ月後	155 377 119	373 1,210 553	587 1,861 1,087	557 2,087 1,781	30 31 15	2,064 2,210 1,298	1,981 2,036 1,139	100 139 50	52 70 26	2,298 2,819 2,015	51 84 28	369 1,763 1,042	305 1,613 923			
		避難所外(人)	1日後 1週間後 1ヶ月後	103 377 277	249 1,210 1,289	391 1,861 2,537	371 2,087 4,155	20 31 35	1,065 1,298 3,029	1,024 1,261 2,658	67 139 117	35 70 61	1,217 1,298 4,701	34 76 66	246 1,763 2,431	204 1,613 2,153		
			災害時要保護者被害(人)	1日後 1週間後 1ヶ月後	33 80 25	80 259 118	125 397 232	119 446 380	6 7 3	441 472 277	423 435 243	21 30 11	11 15 6	491 602 430	11 18 6	79 377 223	85 345 197	

資料：沖繩県地震被害想定調査(平成25年度)より作成

(4) 県下一律の直下型地震について

(1) の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、本村の直下でマグニチュード6.9の地震が発生したことを想定した場合、軟弱な地盤をもつ本村では震度6弱の揺れが予測されるとともに、沖積低地である本村東部地区において、液状化危険度が非常に高くなることが予測される。

3 津波の浸水想定

(1) 津波浸水想定

本村の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

ア 切迫性の高い津波

沖縄県は、これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)の想定モデルのうち、本村に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は以下のとおりである。

■ 「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)津波浸水想定モデル一覧

(本村に関わりのあるモデル)

	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード
沖縄本島南東沖 (D01W)	80km	40km	4m	7.8
沖縄本島南西沖 (H9RF)	80km	40km	4m	
久米島南東沖 (C02)	80km	40km	4m	

資料：「沖縄県津波・高潮被害想定調査」より作成

次に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、次のとおりである。

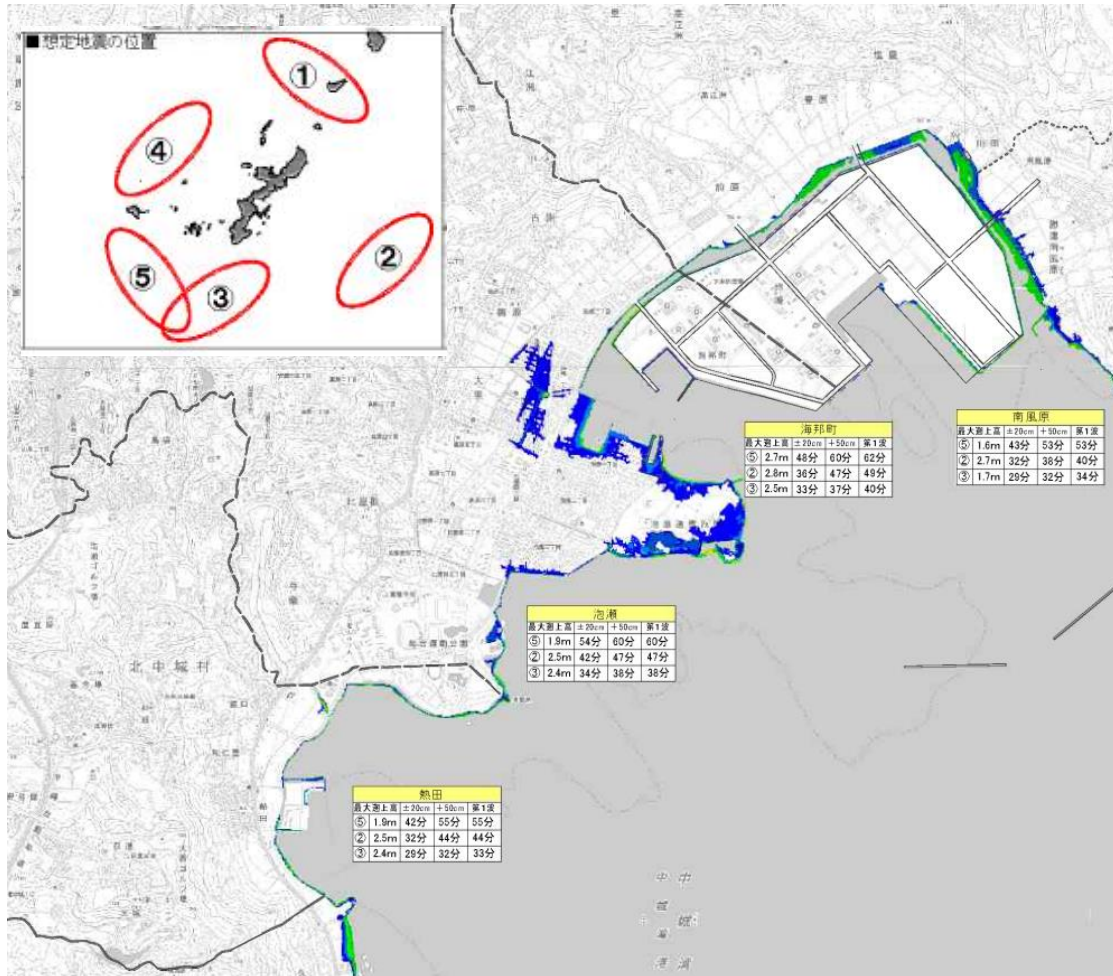
影響開始時間：海岸・海域の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化

(±20cm と ±50 cm) が生じるまでの時間

津波到達時間：地震発生から、津波第1波のピークが海岸に到達する時間

最大遡上高：津波が到達する最も高い標高

■平成18年度 津波浸水想定結果（北中城村付近）



熱田				
最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響開始時間 (±50cm)	津波到達時間	
⑤ 1.9m	42分	55分	55分	
② 2.5m	32分	44分	44分	
③ 2.4m	29分	32分	33分	

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査（平成18・19年度）

イ 最大クラスの津波

「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)において、平成24年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード9.0に設定したものである。

「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)の想定モデルにおいて示されている津波浸水想定モデルのうち、本村に関わりのある津波浸水想定モデルの概要は以下のとおりである。

また、次のページに、津波浸水想定結果を示す。

■ 「沖縄県津波被害想定調査」(平成24年度)津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	3連動	沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

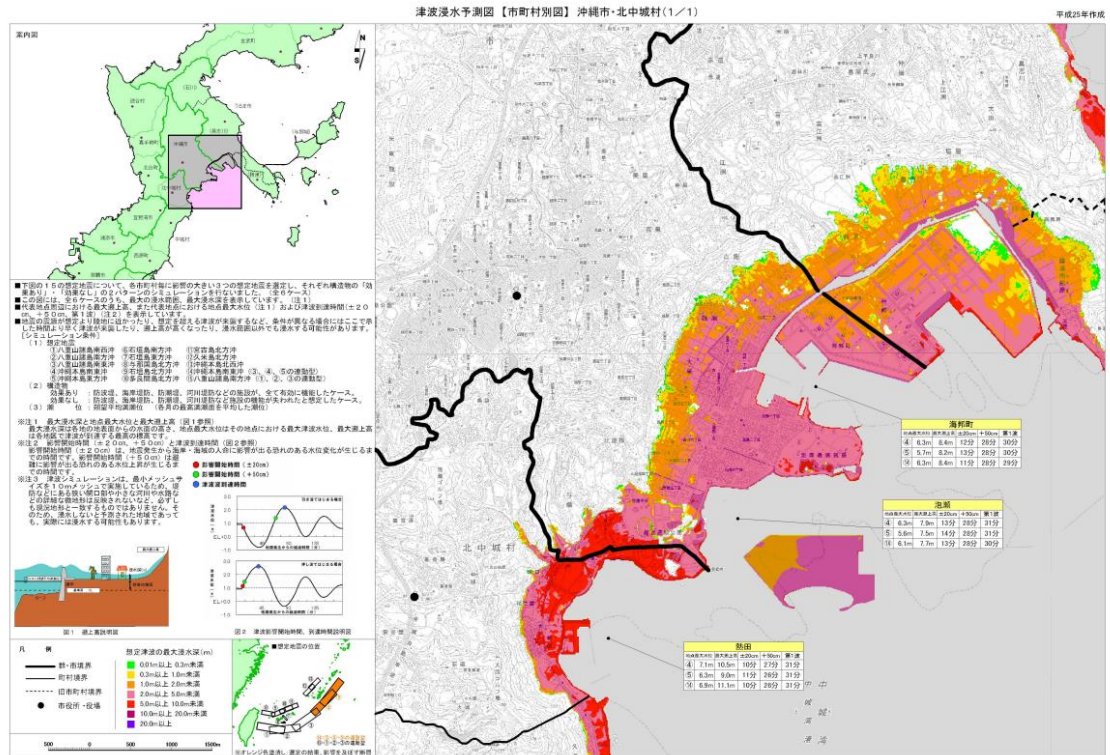
※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ② ⑥ ⑦は、1771年八重山地震の規模を再現したものである。

※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

資料：沖縄県津波被害想定調査(平成24年度)

■「沖縄県津波被害想定調査」(平成25年3月)の津波浸水予測図(北中城村付近)



資料：沖縄県津波被害想定調査(平成25年3月)

熱田					
地点最大水位	最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響開始時間 (±50cm)	津波到達時間	
④	7.1m	10.5m	10分	27分	31分
⑤	6.3m	9.0m	11分	26分	31分
⑭	6.9m	11.1m	10分	26分	31分

ウ 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード (※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20 m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 (※2)		300km	70 km	20 m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70 km	20 m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50 km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震		100km	50 km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50 km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50 km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 (※2)		40km	20 km	20m	7.8
			15km	10 km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震 (※2)		60km	30 km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40 km	8m	8.1
⑯	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70 km	20m	9.0
			175km	70 km	20m	
			300km	70 km	20m	

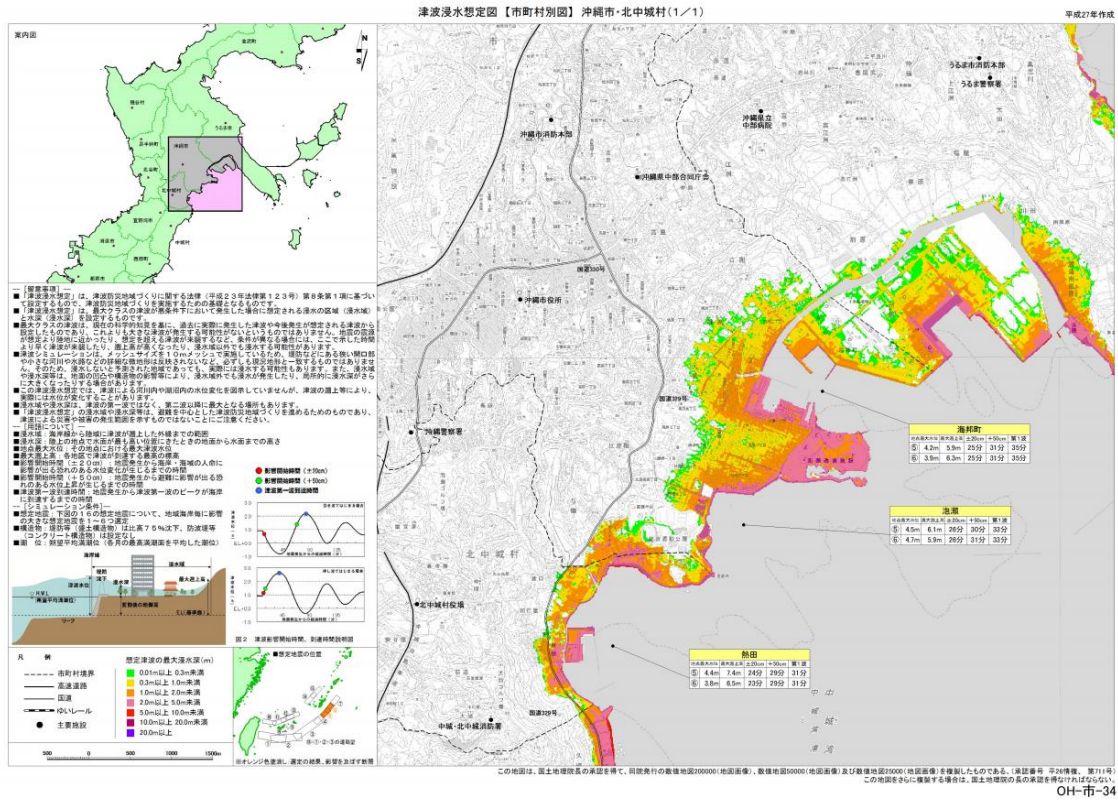
※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3：地すべりを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。

資料：沖縄県津波被害想定調査（平成26年度）

■ 「沖縄県津波被害想定調査」(平成26年度)の津波浸水予測図(北中城村付近)



資料：沖縄県津波被害想定調査(平成26年度)

熱田					
地点最大水位	最大遡上高	影響開始時間 (±20cm)	影響開始時間 (±50cm)	津波到達時間	
⑤	4.4m	7.4m	24分	29分	31分
⑥	3.8m	6.5m	23分	29分	31分

第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

北中城村の地域において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、北中城村の地域を管轄する公共団体、その他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 村・消防本部

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
北 中 城 村	1 村防災会議及び災害対策本部に関する事務 2 防災に関する教育訓練の実施 3 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 4 防災に関する施設及び設備の整備 5 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置 6 災害情報の収集、伝達及び被害調査 7 水防、消防、救助、その他の応急措置 8 災害時の衛生及び文教対策 9 災害時における交通輸送の確保 10 被災施設の災害復旧 11 被災者に対する融資等の対策 12 地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者が実施する災害 応急対策等の調整 13 その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置
中城北中城消防本部	1 消防、水防その他応急措置に関すること 2 救助、救急活動及び避難の誘導に関すること 3 住民への予報・警報の伝達に関すること

2 指定地方行政機関・自衛隊

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
沖縄総合事務局	ア 総務部 1 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること 2 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること イ 財務部 1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 3 公共土木等被災施設の査定の立会 4 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

<p>沖縄総合事務局</p>	<p>ウ 農林水産部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告 2 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策 3 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策 4 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策 <p>エ 経済産業部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策 2 被災商工業者に対する金融、税制及び労務 <p>オ 開発建設部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 直轄国道に関する災害対策 2 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策 3 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策 4 公共土木施設の応急復旧の指導、支援 5 大規模土砂災害における緊急調査 <p>カ 運輸部</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策 2 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請 3 災害時における輸送関係機関との連絡調整
<p>沖縄総合通信事務所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常の場合の電気通信の監理（非常通信に係る無線局の臨機の措置、臨時災害FM局の開設など） 2 災害時における非常通信の確保 3 災害対策用移動通信機器の貸出 4 沖縄地方非常通信協議会との連携・調整
<p>第十一管区 海上保安本部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報等の伝達に関すること。 2 情報の収集に関すること。 3 海難救助等に関すること。 4 緊急輸送に関すること。 5 物資の無償貸与又は譲与に関すること。 6 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 7 流出油等の防除に関すること。 8 海上交通安全の確保に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 治安の維持に関すること。 11 危険物の保安措置に関すること。

沖 縄 気 象 台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
自 衛 隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の準備 2 災害派遣の実施

3 県の出先機関

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
県立中部病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産及び看護活動に関すること 2 被災者の応急対策に関すること
中部土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る施設（道路、橋梁、河川、海岸保全施設等）の災害予防、災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
中部農林土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る施設（農道、農地、排水、耕地護岸等）の災害時における応急対策及び災害復旧対策並びにこれらの指導
中部農業改良 普及センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物の災害応急対策及び指導に関すること 2 村が行う被害調査及び応急対策への協力に関すること
中部福祉保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における管内保健衛生対策及び指導に関すること
企業局 北谷浄水管理事務所 石川浄水管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に係る施設（送水管等）の災害時における応急対策及び災害復旧対策に関すること
沖 縄 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護 2 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事項
南部林業事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 保安林の維持管理及び育成業務 2 林務護岸等、保安施設の整備促進

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
NTT 西日本(株)沖縄支店	1 電信電話施設の保全と重要通信の確保
NTT コミュニケーションズ(株)	
ソフトバンクテレコム(株)	
(株)NTTドコモ	1 移動通信施設の保全と重要通信の確保
KDDI(株)	
ソフトバンクモバイル(株)	
日本銀行(那覇支店)	1 銀行券の発行及び通貨・金融の調整を行うとともに、資金決済の確保を図り、信用秩序の維持に資する
日本赤十字社(沖縄県支部)	1 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること 2 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること 3 義援金の募集及び配分の協力に関すること 4 災害時における血液製剤の供給に関すること
日本放送協会(沖縄放送局)	1 気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
沖縄電力(株)(うるま支店)	1 電力施設の整備と防災管理 2 災害時における電力供給確保
西日本高速道路(株)(沖縄高速道路事務所)	1 同社管理道路の防災管理 2 被災道路の復旧
日本郵便(株)沖縄支社(各郵便局)	1 災害時における郵便事業運営の確保 2 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱 3 災害時における窓口業務の確保
(一社)沖縄県医師会	1 災害時における医療及び助産の実施
(公社)沖縄県看護協会	1 災害時における医療及び看護活動(助産を含む)への協力
(一社)沖縄県バス協会	1 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整 2 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
(一社)沖縄県高圧ガス保安協会	1 高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備に係る復旧支援
(一社)沖縄県婦人連合会	1 災害時における女性の福祉の増進

沖縄セルラー電話(株)	1 電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
(一社)沖縄県薬剤師会	1 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関する こと
(社福)沖縄県社会福祉 協議会	1 沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市町村災害 ボランティアセンターの支援に関する こと 2 生活福祉資金の貸付に関する こと 3 社会福祉施設との連絡調整に関する こと
(一財)沖縄観光コンベン ションビューロー	1 観光危機への対応に関する こと 2 観光・宿泊客の安全の確保に関する こと
(公社)沖縄県トラック 協会	1 災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の 緊急輸送の協力に関する こと

5 公共的機関(団体) その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 掌 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
中部地区医師会 (病院等経営者)	1 災害時における医療及び助産の実施
沖縄県農業協同組合 北中城支店	1 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する こと 2 農作物の災害応急対策の指導に関する こと 3 農業生産資材の確保斡旋に関する こと 4 被災農家に対する融資の斡旋に関する こと
佐敷中城漁業協同組合 北中城支所	1 村が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する こと 2 漁業災害応急対策の指導に関する こと 3 漁業生産資材の確保斡旋に関する こと 4 被害漁家に対する融資の斡旋に関する こと
北中城村 社会福祉協議会	1 村が行う防災及び応急対策への協力に関する こと 2 被災者の救護活動の展開に関する こと 3 避難行動要支援者支援の協力に関する こと 4 災害ボランティアセンターの設置運営
北中城村商工会	1 村が行う防災及び応急対策への協力に関する こと 2 救助用物資、復旧資材の確保についての 協力に関する こと 3 被災者の生活資材の確保についての 協力に関する こと
一般社団法人 北中城村観光協会	1 村が行う防災及び応急対策等への協力に関する こと 2 災害時における村内の観光客への 対応に関する こと
危険物施設等の管理者	1 安全管理の徹底に関する こと 2 防護施設の整備に関する こと
(公財)沖縄県国際交流・ 人材育成財団	1 外国人に関する情報提供等の協力に関する こと

沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	1 観光・宿泊客の安全の確保に関する事。
(一社)沖縄県歯科医師会	1 災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関する事。
(公社)沖縄県獣医師会	1 災害時の動物の医療保護活動に関する事。
(一社)沖縄県建設業協会	1 災害時の重機等による救援活動の協力に関する事。 2 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関する事。
沖縄県土地改良事業団体連合会	1 農業用ダムやため池、かんがい用樋門、淡水防除施設等の整備、防災管理に関する事。 2 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関する事。
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	1 災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する事。
(公財)沖縄県交通安全協会連合会	1 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。 2 被災地及び避難場所の警戒に関する事。 3 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関する事。
沖縄県石油商業組合、 沖縄県石油業協同組合	1 石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関する事。
(一社)沖縄県産業廃棄物協会	1 災害廃棄物処理についての協力に関する事。
(公社)沖縄県環境整備協会	1 災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関する事。
上下水道指定工事店	1 災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事。
社会福祉施設管理者	1 入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
病院管理者	1 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。 2 被災傷病者の救護に関する事。
学校法人	1 児童及び生徒等の安全の確保に関する事。 2 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関する事。
金融機関	1 被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。
北中城村自治会長会	1 災害時における地域住民の状況把握と災害対策本部への協力に関する事

第2章 基本方針

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 想定の方針

(1) 想定災害

ア 地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章第4節3の「(1) 津波浸水想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震や明和8年(1771年)八重山地震による大津波などがあげられる。

なお、地震・津波の想定に当たっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害防止法に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える氾濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

(2) 被災想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

1 防災計画の考え方

村は、県及び指定地方公共機関等と連携し、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、以下の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

本村では、ライカム地区の開発による都市化が進行している。都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化等が必要である。

イ 高齢者や障害者等の要配慮者が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、社会福祉施設、医療施設等の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

ウ 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本村の経済力や観光目的地としての信用力を強化する観点からも、北中城村観光危機管理計画とも連携して、本村の防災体制を強化する必要がある。

エ 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

オ ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

カ 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

キ まずは自分の身は自分で守る「自助」への取り組み

災害による被害をできるだけ少なくするためには、一人一人が自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」、村や県、国などが取り組む「公助」が重要である。その中でも基本となるのは「自助」、一人一人が自分の身の安全を守ることである。特に災害が発生したときは、まず、自分が無事であることが最も重要である。「自助」に取り組むためには、まず、災害に備え、自分の家の安全対策をしておくとともに、家の外において地震や津波などに遭遇したときの、身の安全の守り方を知っておく必要がある。また、身の安全を確保し、生き延びていくためには、水や食料などの備えをしておくことも必要である。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による村庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。本村において発生の可能性のある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第2節 防災対策の基本方針

防災施策は、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害時の社会経済活動の停滞を最小限にとどめることが重要である。

このため、災害対策の実施に当たっては、防災関係機関がそれぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、防災関係機関、住民、事業者等が一体となって最善の対策をとるものとする。

なお、防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本方針は以下のとおりである。

1 周到かつ十分な「災害予防対策」

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 迅速かつ円滑な「災害応急対策」

ア 防災関係機関は、災害応急対策従事者の安全確保に十分配慮する。

イ 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

ウ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

ア 発災後は速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。

4 その他

ア 村は、県、近隣市町村、公共機関等とは、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災関係機関、住民等、行政機関の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第3節 村防災計画の修正（見直し）

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、国、県の防災方針及び本村の情勢、実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要があり、必要があると認めるときはこれを修正する。したがって、各防災関係機関は、関係ある事項について修正しようとする場合は、毎年12月末日（緊急を要するものについては、その都度）までに計画修正案を北中城村防災会議（総務課）に提出するものとする。